

陸上において発見された不発弾等の処理について

昭33.7.4 防衛庁発防一第32号、警察庁乙保発
第12号、自乙行発第5号、33軽第1443号、防衛
事務次官、警察庁次長、自治事務次官、通商産業事務次官

(概要)

昭和33年、自衛隊法の一部改正により、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行う権限が自衛隊に与えられたことに伴い、昭和33年7月4日、4省庁事務次官等連名通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」が発出された。

本通達は、不発弾等を発見した場合の処理要領を指示したものであり、その指示の主な骨子は、

- 通産省が実施してきた不発弾等の処理は、通達発出後、自衛隊が実施するものとしたこと
- 都道府県警察は、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受理したときは、自衛隊に処理の要請を行い、処理完了までの間必要な措置をとること
- 不発弾の処理について、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互に密接な協力をを行うこと

などである。